

答 申 第 5 2 号  
令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中  
(教育局学校教育課教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会  
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年1月27日付けR3教学相第475号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

##### 諮問第61号

「令和〇年〇月〇日、『文科省から連絡や指導助言を受けた記録文書』や同日、『当方が要望したことに係る事』等々について、市教委相談課及び教職員課が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録及びメモ等々」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 52 号  
(諮問第 61 号)

## 1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「令和〇年〇月〇日、『文科省から連絡や指導助言を受けた記録文書』や同日、『当方が要望したことに係ること』等々について、市教委相談課及び教職員課が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録及びメモ等々の開示を請求したのに対し、実施機関が令和 2 年 2 月 3 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

## 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 実施機関の職員はこれまでに文部科学省から、請求人及び請求人の兄に対するいじめ事案について「いじめの重大事態のガイドラインに沿った対応をするように」との連絡や指導助言を何度も受けているため、このことについての記録を作成しているはずである。
- (2) 実施機関は、請求人の父からの問い合わせに対し、「メモを取っています」、「メモを基に、教育相談課生徒指導班や教職員課に対して口頭で報告を行っています」と回答しているのだから、実施機関が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録及びメモ等々が存在することは社会通念に照らして考えても当然である。
- (3) 請求人の父からの「文部科学省や当方からの連絡及び指導助言等々を公文書として記録に残して欲しいこと」「文部科学省の連絡を受けた職員に対して、公文書としての記録作成の確認を取り、念を押してほしいこと」等々の要望に対し、実施機関の職員らは「分かりました」と答えているのだから、実施機関が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録及びメモ等々が存在することは社会通念に照らして考えても当然である。
- (4) 文部科学省や請求人の父は何度も連絡や問い合わせを行っているため、これらに対する「報告」「確認」「打合せ」「話し合い」「会議」「事情聴取」等々を行っていることは社会通念に照らして考えても当然であり、それらに関する記録が残されているはずである。
- (5) 実施機関は「平成〇年〇月以降、新たな内容がある場合のみ記録を作成することとしたため対象個人情報の記載された公文書は存在しない」と主張しているが、請求人の父は文部科学省からの連絡を重んじてほしい旨の要望を重ねているのだから平成〇年〇月以降の記録が存在しているはずである。
- (6) 請求人が開示請求した文書は条例上の非開示情報には該当しないため、当然開示されるべ

きである。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 文部科学省から連絡や指導助言を受けた記録文書について

請求人の父は、請求人及び請求人の兄が中学校在学時に発生した各種事案は、いじめ防止対策推進法上の「重大事態」に該当するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに従って調査されるべきであると主張し、実施機関に対し、その旨電話等で再三要望するとともに、文部科学省に対しても実施機関へ指導するよう度々要請している。実施機関では文部科学省より請求人の父から電話があった旨の連絡を複数回受けているが、その内容は請求人の父から電話があったことと、その主張内容をそのまま伝えるものであり、請求人が主張するような実施機関に対する指導や助言ではなかった。

また、実施機関（教育相談課）では通常、文部科学省等の関係機関からの連絡は内容を記録し、課内での供覧や必要な対応を取っている。しかし、請求人及び請求人の兄に関する文部科学省からの連絡については、「請求人の父より従前と同様の訴えが（文部科学省にも）あった」という事実の伝達のみという状況が続いたことから、実施機関では平成〇年〇月以降、新たな内容がある場合にのみ記録を作成することとした。

請求人がその存在を主張する令和〇年〇月〇日の文部科学省からの連絡についても新たな内容はなかったことから、記録を作成しておらず、請求に係る個人情報に記載した公文書は不存在である。

##### (2) 請求人の父が要望したことに関る実施機関が作成した記録文書等について

実施機関（教育相談課）では、通常、保護者から電話連絡を受けた際は内容を記録し、課内での供覧や必要な対応を取っている。請求人の父は実施機関に対し、電話等での問い合わせを無数に繰り返しているが、その主張は同じ内容の繰り返しであることから、実施機関では平成〇年〇月以降、新たな主張があった場合にのみ記録を作成することとした。それ以降、現在に至るまで請求人の父の主張に変化はなく、請求人が主張する令和〇年〇月〇日の電話についても新たな記録は作成しておらず、不存在である。

なお、請求人は「公文書として記録をしてほしい」という要望に対して、実施機関から「わかりました」との回答を受けたと主張しているが、要望として受けとめることはあったとしても、その主張に変化がないため記録を残すことは考えられず、そのような回答をした事実はない。

#### 5 背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月に、請求人の兄が在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。

(2) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付した

が、当該集合写真には請求人が写っていなかった。

- (3) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、請求人の分は除いてよいと話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級通信にまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。

## 6 審議会の判断

### (1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らしても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に関係する全ての記録を確認した。

ウ 〇〇中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関係する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

### (2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 61 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 1. 24	・ 諮問を受けた
4. 1. 27	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
4. 2. 25 ～ 4. 2. 14	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 1 (令和3年度第9回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った